平成２６年度
三重県立総合医療センター
６階東病棟自動火災報知設備改修工事

図　面　リ　ス　ト

図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺
Ｅ－　１	電気設備　特記仕様書（１）	ＮＳ			
Ｅ－　２	電気設備　特記仕様書（２）	ＮＳ			
Ｅ－　３	自動火災報知設備　特記仕様・凡例	ＮＳ			
Ｅ－　４	自動火災報知設備　６階平面図（改修図）	１／１００			
Ｅ－　５	自動火災報知設備　６階平面図（既存図）	１／１００			

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

三重県立総合医療センター
６階東病棟自動火災報知設備改修工事 特記仕様書

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　四日市市大字日永5450番の132

2．工　　期

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一	備考
三重県立総合医療センター	ＲＣ造	地下１階／地上７階	32,628.17	６項イ	

（（注）延べ面積は建築基準法による表記）

4．工事種目（●印のついたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別 本館			建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別 本館		
○ 電灯設備				○ 誘導支援設備			
（電灯幹線）				（トイレ呼出設備）			
（電灯分岐）				（インターホン設備）			
（コンセント分岐）							
（誘導灯分岐）				○ テレビ共同受信設備			
○ 動力設備				○ 機械警備用 配管設備			
（動力幹線）							
（動力分岐）				○ 非常通報用 配管設備			
○ 避雷針設備				○ 防災無線用　配管設備			
○ 受変電設備				○ 太陽光発電設備			
○ 構内情報通信網用 配管設備				● 自動火災報知設備			
				（自動火災報知設備）	●		
○ 構内交換設備用 配管設備				（自動閉鎖設備）			
				（ガス漏れ火災警報設備）			
○ 情報表示設備							
				○ 構内配電線路設備			
○ 放送設備							
				○ 構内通信線路設備			
○ 映像設備							
○ 監視カメラ設備							

その他

5．県内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

6．不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について
（1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。
なお、発注者への報告は文書で行うこと。
（3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7．総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。
また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

8．主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第74号　平成21年6月30日　国土交通省総合政策局建設業課長）
（1）現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
（2）検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・三重県公共工事共通仕様書
・三重県建設工事実務必携
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2．特記仕様
1）項目は●印の付いたものを適用する。
2）特記事項において選択する事項は、◉ 印の付いたものを適用する。

項目	特記事項

● 機材

（1）　本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
（2）　本工事に使用する機材のうち、外部機関（（社）公共建築協会 他 ）が下記１）～６）の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督員への提出を省略することができる。
１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
３）安定的な供給が可能であること。
４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

○ 化学物質を放散させる機材

本工事の建物内部に使用する機材は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。
１）　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
２）　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
３）　接着剤はフタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
４）　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
５）　上記１）、３）及び４）の機材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するが、該当する機材がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品

○ 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
測定時期　・　工事着工前　・　施工終了時
測定対象室　・　図示　・
測定箇所数　・　図示　・

○ グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目「公共工事」の品目を調達すること。
・照明制御システム　　・変圧器

● 電源周波数

・50Hz　◉60Hz

● 電気工作物の種類

◉事業用電気工作物　・一般用電気工作物

● 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
◉要　・不要

● 電気工事士

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

● 工事用電力・水等

本工事に必要な工事用電力・水等は発注者が支給する。

● 監督員事務所

◉設けない　・設ける（規模及び仕上げの程度は、現場説明書による。）

● 工事用仮設物

すべて請負者の負担とする。
構内につくることが　◉できる　・できない

○ 足場、さん橋類

・別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。
・本工事で設置とする。
・改修工事の場合は、改修標準仕様書第1編.2.1.2によるほか下記による。
・内部仮設足場等（・　種　・　種）
・外部仮設足場等（・　種　・　種）

● 工事写真・完成図

工事写真は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」によるほか、監督職員の指示による。
・完成図のCADデータの提出　◉要　・不要
・既存完成図（CADデータ）の修正を行う。

● 発生材の処理

１）引渡しを要するもの
・有（・金属類　）
２）引渡しを要するもの以外
◉構外搬出とし、搬出及びその処理費は工事費に含まれる。
３）特別管理産業廃棄物
・有（ PCB使用機器 ：　）
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引渡す。
４）再利用又は再資源化を図るもの
・有（・蛍光ランプ　）
・現場説明書による。

○ 残土処理

・現場説明書による。
・埋戻し後の建設残土は、監督員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

○ 耐震施工

設備機器の固定は、下記によるほか「建築設備耐震設計・施工指針　2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
１）設計用水平地震力
機器の重量［kg f］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】　（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
・配電盤　・発電装置　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置　・

上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

２）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

● 電線本数、管路など

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督員の承諾を受けて図面と相違しても差し支えない。
また、機械室等の床埋込配管が図面上PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。

○ 呼び線

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。

● 金属製電線管の塗装

下記の露出配管は塗装を行う。
・屋外　◉屋内（ 機械室、ＥＰＳ等を除く）

○ 蛍光灯器具

蛍光灯器具の安定器の種類、電圧は図面に記載のない場合は次による。

		蛍光灯の種類	安定器の種類	電圧
直管形	Hf 形	図面に記載のない場合	PK	200V
	一般形（20形 ）	防雨形器具、防湿形器具 電池内蔵形非常用照明器具及び誘導灯	GL	100V
		上記以外のもの	GH	100V
コンパクト形	Hf 形	P32形　P45形 H16形　H24形　H32形　H42形	PN	100V
	一般形	D18形　D27形	EL	100V

○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数

測定数：監督員の指示による。

○ 電磁開閉器用押しボタン

遠方操作用押ボタンは、連用形とする。

○ コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。

○ プレートの材質

フラッシプレート　・樹脂製ワイドタイプ　・金属製

○ インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
インバータ効率（%）	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5

【備考】（1）インバータ装置の供給電圧は200V又は400Vクラスとする。
（2）インバータ効率は、100%負荷時の値とする。

○ 地中線の埋設標

構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。
・鉄製（　箇所）　・コンクリート製（　箇所）

○ 天井仕上げ表示

図面において、室名に（　）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

○ 接地極

接地極の材料は下記による。
なお、接地棒EB（14φ）の長さは1,500mm以上とし、10φはW＝30、14φはW＝40としても差し支えない。（雷保護用を除く。）

○	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・	Ａ種接地	ＥA	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 1組 以上
・	Ｂ種接地	ＥB	Ω以下	EB（14φ）×3連ー 1組 以上
・	Ｃ種接地	ＥC	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 1組 以上
・	Ｄ種接地	ＥD	100Ω以下	EB（14φ）×1連 以上
・	高圧避雷器	ＥLH	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 組
・	低圧避雷器	ＥLL	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 組
・	交換機用	Ｅt	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 1組 以上
・	通信用	ＥAt	10Ω以下	EB（14φ）×3連ー 組
・	通信用	ＥDt	100Ω以下	EB（10φ）×1　（L＝1,000mm）
・	測定用	Ｅ0		EB（10φ）×1　（L＝1,000mm）

○ 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高［mm］
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃（踊場）	〃	2,500
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	法令による
廊下通路誘導灯	床上～上端	法令による
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃（多機能トイレ）	〃	1,100
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	〃	300
〃（和室）	〃	150
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～中心	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500
開閉器箱	〃	（上端1,900以下）
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
中間端子盤（EPS・電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による。
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（LPガス）	〃	300
〃（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）ー200

【備考】（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は、天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。

○ 電線類

次の記号で使用する電線類は、下記仕様による。

記号	仕様
EMーFPーC	JCS 4506「低圧耐火ケーブル」
EMーHP	JCS 3501「小勢力回路用耐熱電線」
EMーUTP	JCS 5503「耐熱性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイストペアケーブル」

● 施工図等の取扱い

施工図等の提出　◉要　・不要
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

● 施工調査

◉事前調査
調査項目（６階東病棟 自働火災報知設備）
調査範囲（廊下天井内の配線状況）
◉監督員の指示による。
調査方法（目視調査）
・非破壊調査等による埋設物の調査は（・要　・不要）とする。
なお、範囲は監督員の指示によるものとし、費用は別途とする。

○ 仮設備

仮設備項目（・受変電　・発電　・　）
仮設備期間（・図示　・　・　）

○ 養生

養生範囲　（　／　）図による。
養生方法　（　／　）図による。

その他 特記事項

本工事は、病院を運営しながらの工事であるため、患者、施設利用者・スタッフなどへの安全確保を第一優先と考え、病院の医療機能への影響を最小限に留める工事とする。

工程計画・各種施工計画・安全管理計画などの作成検討に先立ち、現地調査並びに、過去の工事資料の確認を行い、既存部分の状況把握を徹底すること。

調査方法は、計画書を作成の上監督員と協議決定することとするが、目視による調査を基本とする。

騒音・振動・臭気・粉塵など病院や患者への影響を伴う工事は、最小限に留める。やむを得ず影響が発生する場合は、事前に内容の周知をはかり、了解を得た上で施工すること。

Ⅲ. 電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分　　類	資　材　名	適　用　範　囲	規格・メーカー等
電　線	電線、ケーブル類 （エコ電線・ケーブルを優先）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＣＳ（日本電線工業会企画）規格適合品品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	●登録認定機関（（社）電線総合技術センター）または指定認定機関（（社）日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの ●（社）日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属配管，ＶＥ，ＰＦ，ＨＩＶＥ，ＦＥＰ，ＣＤ，合成樹脂製可とう管，可とう電線管，フロアダクト，各付属品	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント，スイッチ	一般配線工事に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常照明器具		●指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ●（社）日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		●登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高調波点灯専用蛍光灯電子安定器	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
照明制御装置	センサー，照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		●ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針，支持管，引下げ導線，試験用接続端子箱，他）		●ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用ＳＰＤ	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電盤，実験盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		●（社）日本配電制御ｼｽﾃﾑ工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置，不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤の消防用設備等の認定対象品目	●登録認定機関（（財）日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備用制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	●（財）日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	ＣＷ形、ＰＷ形	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流フューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品

分　　類	資　材　名	適　用　範　囲	規格・メーカー等
遮断器	高圧遮断器		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		●ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	●（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧コンデンサ	直列リアクトルを含む	●ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、その他		●ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源以外に使用するもの	●ＪＩＳ規格適合品
	防災電源用	消防用電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋＷ以下のもの	●ＪＩＳ規格適合品 ●（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	●発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	●登録認定機関（（社）日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナー	出力１０kW未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品
		出力１０kW以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	●ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		●ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		●太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ●太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ●上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		●登録認定機関（（財）電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ）等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常放送設備	非常用放送設備として使用するもの	●登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	●優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもので、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＮＨＫ共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ●上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		●登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの

分　　類	資　材　名	適　用　範　囲	規格・メーカー等
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホール ハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿　鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	●ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		●ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）のあるものをいう。

・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。但し、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。

Ⅳ. 完成書類

引き渡し時には下記の書類を提出する。

名　　称	完成書類	部　数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	２部
	施工図（製本）	２部
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	１部
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	１部
	施工図（製本）	１部
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	~~１部~~

名　　称	完成書類	部　数
工事に関する書類 ~~・工事カルテ受領書の写し~~ ・施工計画書 ・施工要領書 ~~・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し~~ ~~・施工体制台帳及び施工体系図~~ ~~・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書~~ ~~・工事進捗状況報告書~~ ・各種計画書及び報告書 ~~・排出ガス対策型建設機械使用報告書~~ ・工事日報 ・工事打合簿 ~~・段階確認書~~ ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ~~・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書~~ ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストＥ票の写し ・現場発生品調書 ~~・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書~~ ~~・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物）~~ ・工事写真（サムネール及び代表写真） ~~・足場施工写真~~ ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部
電子納品		３部
完成検査写真		１部
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		３部

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・白焼き（青焼き不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはチューブファイル以上とする。

注　記
・今回工事は経年劣化に伴う感知器の更新及び病室内感知器更新に伴う配線の改修を行う。
・上記に伴う改修項目は下記とする。
1．改修エリアの既設感知器の撤去、新設する。
（共用部はＰ型感知器を使用し、病室はアナログ・アドレス感知器に変更する）
2．改修エリアの発信機、表示灯、ベルを全て取替える。
3．既設中継リレーは撤去し、ボックスは既設流用する。
4．改修エリアの配管配線は既設流用（一部新設する）する。
5．中継器盤（Ｒ６－１Ｎ）は改修後に撤去する。
6．既設ＧＲ型複合受信機のソフト変更、調整
7．既設副受信機のソフト変更、調整
8．既設防災監視装置のソフト変更、調整
9．ソフト変更後の、発報及び連動試験(施設全体)
・工事施工前に既設配線ルート、ジャンクションボックスの設置場所等を事前調査し、作業手順書を作成すること。
・図中破線で示す機器、配管配線は既設とする。
・図中特記なき配管配線は下記とする。
HP：EM-HP 1.2－2C　　HP：EM-HP 1.2－2C(PF16,E19)
－－－－－－－　既設

中継器接続点数リスト

エリア	中継器盤		階	自火報					中継器（盤内収容） 信号内容	自火報			防排煙					その他	
				警戒区域（水平）	警戒区域（竪穴）	アドレス・アナログ感知器	アドレス発信機	アドレスアダプタ		アドレスアダプタ	アイソレータ		防火戸	防火シャッタ	防火シャッタ危害防止	防火スクリーン		病室火災	
									監視				●	●	●	●		●	
									制御				●	●		●			
									復帰										
									移信										
									ベル										
医療センター	R6-1	改修前	6	6	1	7				6	1			1	1	3			
		改修後	6	6	1	30				6	1			1	1	3			
	R6-1N（改修後撤去）	改修前	6															23	
		改修後	6																

凡　例

記号	名称	備考		新設	撤去	既設
	副受信機	ＬＣＤタイプ				●
	中継器盤					●
Ⓟ	発信機	アドレスアダプタ接続用	発第53～101～5号	●	●	
Ⓟ	発信機	アドレスアダプタ接続用　屋外型	発第53～102～3号	●	●	
	表示灯	AC･DC24V　LED式		●	●	
	表示灯	AC･DC24V　LED式　屋外型	函体は既設	●	●	
Ⓑ	ベル	DC24V	鑑認音第13～5号	●	●	
	機器収容函	ⓅⒷ 収容　（補助散水栓）	函体は既設	●	●	●
	機器収容函	ⓅⒷ 収容　（補助散水栓）	函体は既設	●	●	●
S A	光電アナログ式スポット型感知器	自動試験機能付 AI判断機能･学習機能付	感第24～5号	●	●	
C	定温式スポット型感知器	1種　70℃　防水型　自動試験機能付	感第9～2号	●	●	
S ★	煙感知器	２種　光電式　3線式感知器	中継リレー共		●	
★	定温式スポット型感知器	１種　70℃　防水型　3線式感知器	中継リレー共		●	
S	煙感知器	２種　光電式	感第24～29号	●	●	
	差動式スポット型感知器	２種	感第16～15号	●	●	
	定温式スポット型感知器	特種　60℃　防水型	感第16～17号	●	●	
	定温式スポット型感知器	１種　70℃　防水型	感第17～3号	●	●	
S	煙感知器	２種　光電式				●
	定温式スポット型感知器	特種　60℃				●
	定温式スポット型感知器	特種　60℃　防水型				●
—－—	天井内隠ぺい配線			●		
－　—　－	配管配線					●
□	ジャンクションボックス	大四角浅				●

備考

工事名称	三重県立総合医療センター ６階東病棟自動火災報知設備改修工事
設計　製図	・　・　・　・　・
設計番号	
年月日	'14・ 9・
図面名称	自動火災報知設備 特記仕様・凡例
縮尺	S1：NS S1：
図面番号	E － 3

凡 例
記号 | 名称 | 備考
副受信機 | ＬＣＤタイプ 既設
中継器盤 | DC24V 既設
機器収容函 | ⓅⒷ 取替 （補助散水栓） 函体は既設
機器収容函 | ⓅⒷ 取替 （補助散水栓） 函体は既設
光電アナログ式スポット型感知器 | AI判断･学習機能付 自動試験機能付
定温式スポット型感知器 | １種 70℃ 防水型 自動試験機能付
煙感知器 | ２種 光電式
差動式スポット型感知器 | ２種
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 防水型
定温式スポット型感知器 | １種 70℃ 防水型
光電アナログ式スポット型感知器 | AI判断･学習機能付 自動試験機能付 既設
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 既設
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 防水型 既設
ジャンクションボックス | 大四角浅 既設
注 記
１．改修エリアの感知器、発信機、ベル、表示灯の新設(取替)を行うこと。
２．特記なき配線は下記による。
EM-HP 1.2-2C 天井内配線 ：新設
HP 1.2-3C 天井内配線 ：既設
HP 1.2-5P 天井内配線 ：既設
HP 1.2-10P 天井内配線 ：既設
：改修工事範囲外を示す。
EM-HP 1.2-2C(E19)：新設
P.B 200×200×100
ナース ステーション
光庭
バルコニー
廊下
東病棟 ６階平面図 （改修図）
三重県立総合医療センター
６階東病棟自動火災報知設備改修工事
'14・ 9・
自動火災報知設備 ６階平面図(改修図)
S1：100
E ― 4

凡 例
記 号 | 名 称 | 備 考
副受信機 | ＬＣＤタイプ 既設
中継器盤 | DC24V R6-1N：撤去
機器収容函 | Ⓟ◐Ⓑ 撤去 （補助散水栓） 函体は既設
機器収容函 | Ⓟ◐Ⓑ 撤去 （補助散水栓） 函体は既設
煙感知器 | ２種 光電式 3線式感知器 中継リレー共 撤去
定温式スポット型感知器 | １種 70℃ 防水型 3線式感知器 中継リレー共 撤去
煙感知器 | ２種 光電式 撤去
差動式スポット型感知器 | ２種 撤去
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 防水型 撤去
定温式スポット型感知器 | １種 70℃ 防水型 撤去
光電アナログ式スポット型感知器 | AI判断･学習機能付 自動試験機能付 既設
煙感知器 | ２種 光電式 既設
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 既設
定温式スポット型感知器 | 特種 60℃ 防水型 既設
ジャンクションボックス | 大四角浅 既設
注 記
１．改修エリアの感知器、発信機、ベル、表示灯の撤去を行うこと。
２．特記なき配線は下記による。
AE 0.9-4C 天井内配線 ：撤去
HP HP 1.2-3C 天井内配線 ：既設
H5P HP 1.2-5P 天井内配線 ：既設
H10P HP 1.2-10P 天井内配線 ：既設
：改修工事範囲外を示す。
N
４床室 (651)
４床室 (652)
４床室 (653)
４床室 (655)
４床室 (656)
感染症 １床室 (657)
感染症 １床室 (658)
感染症 １床室 (659)
感染症 １床室 (660)
バルコニー
R6-1 R6-1N
ＰＳ
Ｃ階段
ELV1
ELV2
ＥＬＶ前室
ＥＬＶホール
ＥＬＶ4
ＥＬＶ3
ＥＬＶ5
器材室
配膳室
搬送シャフト
ナース ステーション
リカバリー室
看護師休憩室
診療処置室
HP・S 1.2-2P
HP 1.2- 5P
光庭
廊下
女子便所
男子便所
汚物室
浴室
脱衣
洗面洗濯室
カンファレンス室
車椅子
リネン器材庫
Ｂ階段
４床室 (661)
４床室 (662)
病棟倉庫
デイルーム食堂
ＡＣ室
１床室 (672)
１床室 (671)
１床室 (670)
１床室 (669)
４床室 (668)
４床室 (667)
４床室 (666)
４床室 (665)
４床室 (663)
3,900
7,300
5,800
5,800
7,300
2,900
2,850
2,875
2,875
8,000
5,750
5,750
5,750
5,750
5,750
5,750
5,750
5,750
5,235
J
I
H
G
F
E
4
5
6
8
10
11
13
15
17
19
21
23
東病棟 ６階平面図 （既存図）
備考
工事名称 三重県立総合医療センター
６階東病棟自動火災報知設備改修工事
設計 製図
設計番号
年月日 '14･ 9･
自動火災報知設備 ６階平面図(既存図)
S1：100
S1：
Ｅ － ５